

産業構造審議会基本政策部会における 社会保障改革に関する主な意見

平成23年5月
経済産業省

○経済産業省では、3月から産業構造審議会基本政策部会（部会長：伊藤元重・東京大学大学院経済学研究科教授）を開催し、社会保障・税制の一体改革のあり方について検討。

○以下は、同部会の委員の現段階における主な意見を整理したもの。

○今後まとめていく改革案の参考としていただきたい。

1. 基本的な考え方

- 社会保障は、経済成長と相互に関連しあうものとして動的に捉えることが重要。国民が安心できる社会保障は活力ある経済を基礎とし、また活力ある経済は持続可能な社会保障に支えられて成り立つ。経済成長と社会保障がお互いを支え合う好循環を形成することが必要。
- 現在の社会保障は、多くの現役世代が少ない高齢者を支えることを前提としているが、給付と負担が均衡しておらず、少子高齢化により現役世代の負担も限界。今回の震災で財政の厳しさが一段と増す中で、社会保障の給付を青天井で増やすことは難しい。本当に必要とする方への社会保障サービスを充実するためには、給付の重点化が不可欠。
- 給付の重点化にあたっては、以下の2つを基本原則とすべき。
 - ①本当に必要とする方にサービスが提供されること。
 - ②自助の支援を出発点とし、自助、共助、公助を適切に組み合わせること。
- さらに、給付の重点化にあたり、公的保険外で新たな民間サービスを拡大するとともに、規制緩和等による多様な事業主体の参入を進めることで、少子高齢化を新たな成長の源泉につなげることが重要。

2. 社会保障改革の方向性

(1) 医療・介護

①民間の創意工夫の活用

○サービス提供体制の効率化

- ・ 医療経営人材の育成を支援すべき。
- ・ 医療と介護の連携強化等により、医療から介護まで一貫して提供する「地域包括ケアシステム」を実現すべき。

○医療介護におけるIT利活用の促進

- ・ 「お薬手帳」のIT化や診療データの共有化等により、重複検査や重複投薬等を防ぐべき。
- ・ 国民の健康情報の一元化を進め、どの医療機関にかかっても安心して一定の治療が受けられるインフラを整備するとともに、データ分析を通じた「診療行為の標準化」など根拠に基づいた医療を実現すべき。
- ・ 介護サービスへのIT活用を促進すべき。

○多様な事業主体の新規参入の促進

- ・ 社会福祉法人と株式会社等のイコールフットディングを確保するとともに、福祉の観点から社会福祉法人が担うべき分野を限定し、介護分野における株式会社等の多様な事業主体の新規参入を促進すべき。

○医療・介護関連産業の高度化と国際競争力強化

- ・ 医薬品・医療機器の承認審査の迅速化や、保険外併用療養費制度における先進医療の承認基準の緩和等を図ることにより、ドラッグ・ラグやデバイス・ラグを解消し、医薬品・医療機器産業の高度化及び輸出産業化を推進すべき。
- ・ 介護ロボットの開発や高齢者にやさしい機器の開発を支援すべき。機器の安全性を評価する基準の早期策定や国際標準化に取り組むべき。

②真に必要なニーズへの対応

○公的医療保険の対象の見直し

- ・ 公的保険の趣旨に鑑み、公的医療保険はビッグリスクに重点化する一方、軽微な療養などのスモールリスクについては、保険免責制や、自らの積立資金により医療サービスを受ける仕組み（積立方式の医療貯蓄）の導入を検討すべき。

- ・ 新技術の保険導入にあたっては、費用対効果の高い医療技術を優先的に保険適用するとともに、医療産業への経済効果も含めて戦略的に意志決定すべき。
- ・ 生活習慣病の予防や介護・重症化予防については、公的医療保険や医療行為の範囲を明確化することで、公的保険外でリハビリや予防など新たな民間サービスの創出を図るべき。

○介護保険の給付対象者の見直し

- ・ 利用サービスが主に生活援助に割かれている傾向がある軽度者（要支援者及び軽度の要介護者）は保険給付の対象外とし、重度の要介護者に十分な介護サービスを重点的に提供すべき。

○高齢者の自己負担の拡大

- ・ 現役世代との公平な負担の観点から、高齢者の自己負担割合を拡大すべき。

③自助努力の支援

○保険者機能の強化

- ・ 健康保険組合は、これまで早期発見・早期治療を目的とした保健事業（二次予防）に取り組んできたが、今後は病気にさせない一次予防や重症化を防ぐ三次予防を含めた総合的な予防事業の確立が必要であり、こうした取組を支援すべき。

○予防のインセンティブ付与

- ・ 予防医療については、健康診断や事後指導など従来型の対策では不十分であり、個人に一定の経済インセンティブを付与すべき。
- ・ 予防に努力した人にポイントを与えて、健康・医療・介護サービス等に還元できる仕組みを導入すべき。
- ・ OTC医薬品の活用促進など、健康増進・予防やセルフメディケーションを推進すべき。

(2) 年金

①真に必要なニーズへの対応

○高所得者に対する年金給付の見直し

- ・ 高い所得を有する高齢者には基礎年金給付や公的年金等控除を縮減すべき。

○将来的な年金支給開始年齢の引き上げ

- ・ 企業労使や社会全体で高齢者の雇用環境の整備を進めることを条件に、年金支給開始年齢について、段階的に年齢引き上げを行うべき。

②年金財政の持続可能性の確保

○マクロ経済スライドの確実な実施

- ・ 年金の持続可能性確保の観点から、人口動態に応じて給付額を変動させるマクロ経済スライドを物価下落時においても実施すべき。
- ・ 若年者の被保険者数の変動や変動率に年金給付をスライドさせるなど、労働市場の状況を反映したマクロ経済スライドの導入を検討すべき。

○公的年金、企業年金の運用強化

- ・ 公的年金、企業年金の運用範囲を国内新興市場の株式等に拡大し、中堅企業やベンチャー起業育成を支援すべき。また、適当なゲートキーパーがいれば未公開株式への投資も検討すべき。

③自助努力の支援

○私的年金の活用促進

- ・ 私的年金は、公的年金の上乗せというよりも、引退から公的年金受給までの橋渡し役として位置づけるべき。
- ・ 公的年金給付の縮小を補完するため、一定年齢以上（60歳前後）の引出しを条件とする資産形成に対する公的補助（ドイツ・リースター制度）等を参考に私的年金の充実を図るべき。
- ・ 確定拠出年金（日本版401K）におけるマッチング拠出解禁の早期実現及び拠出限度額の引き上げにより、更なる制度充実を図るべき。

○高齢者の実物資産の生活資金への活用

- ・ 自宅を担保として一定金額を毎年借り入れ、死亡時に自宅を売却し負債を返済するリバースモーゲージ制度の利用を促進すべき。

(3) 子育て・就労・その他

①民間の創意工夫の活用

○多様な事業主体による新規参入の促進

- ・ 社会福祉法人と株式会社等のイコールフッティングを確保し、保育分野

における株式会社等の多様な事業主体の新規参入を促進すべき。

- ・ 使途対象となる制度・サービスを明確化した保育バウチャーの導入や、保育人材の多様性確保を検討すべき。

②真に必要なニーズへの対応

○社会保障・税に関する共通番号の導入

- ・ 社会保障・税に関する共通番号制度を早期に導入することにより、利用者の利便性の向上や事務の効率化、それによる人材の有効活用を進めるべき。

③自助努力の支援

○就労の促進

- ・ 就労が可能な方には就労を促進すべき。特に、若者の自助努力の機会の拡大に取り組むべき。
- ・ 地域で出番と居場所を作り出し、高齢者の就労を促進すべき。このため、高齢者が暮らしやすい街づくりや高齢者にやさしい製品やサービスの開発支援、在職老齢年金制度の見直し等を進めるべき。

○ワーク・ライフ・バランスの見直し

- ・ 残業時間の削減などワーク・ライフ・バランスの見直しを通じて、自助で子育てや介護等に取り組む範囲を広げるべき。